「県立あすなろの郷」建て替え整備計画

I. 新たな施設の整備方針

1. 県と民間事業者の役割分担

- ・ 県は、民間事業者では対応が困難な方への支援に特化し、最後のとりでとしてセーフティネットの役割を担う。
- ・さらに、市町村や他の民間事業者等関係機関と連携し、在宅の重度障害者の支援を行う。
- ・民間で対応可能な日中活動の支援や、自立した日常生活を送るための訓練等の支援や、高齢となった障害者の支援については民間活力を導入する。

2. 県全体の障害福祉サービスの拠点の役割

・県立施設を県全体の障害福祉サービスの拠点として機能させ、民間や地域の社会資源との連携 を推進する支援体制を構築していく。

3. 利用者等の意思の尊重

- ・入所者第一の視点により、利用者本人や家族の意思を踏まえながら、常に望ましい支援の実施 に努めていく。
- ・県立施設の利用者が、民間事業者の施設に移った場合においても、利用者それぞれの状況を県 と民間事業者が連絡会議を開催するなどして把握し、本人に合った適切な支援が受けられるよ うフォローする。

Ⅱ. 整備計画

1. 整備スケジュールについて

- (1)令和2年度~ 造成設計開始
- (2) 令和4年度 造成終了予定(県立施設及び民間施設の建設予定地)
- (3) 令和6年度 県立施設完成予定

2. 県・民間事業者の担当施設の区分

- ・民間での対応が困難な方を支援する施設(セーフティネット棟)及びあすなろの郷病院については、県が対応する。
- 生活訓練などを行う施設(あすなろの郷内)やあすなろの郷外における障害者支援施設については、民間活力を導入する。

3. 整備イメージ



居室内(4床/1室)



居室内(個人)



居室(ユニット)



浴室 (一般浴槽)



浴室(機械浴槽)



相談室



日中活動スペース



検査室



薬局



リハビリ宰 1



リハビリ宰 2



スタッフルーム

4. セーフティネット棟の整備について

(1) 基本的機能(コンセプト)、入所対象者等

	・民間事業者で対応困難な強度行動障害者や医療的ケアが必要な方など、重度			
基本的機能	の障害者の受け入れを行う。			
(コンセプト)	・緊急ステイや短期入所・障害児等療育支援事業など、在宅の重度障害者の支			
	援に関する事業を実施する。			
入所対象者	原則支援区分6かつ強度行動障害のある方もしくは医療的ケアが必要な方			
定員	000 5			
(短期入所含む)	200名			
	強度行動障害者支援	・入所者の障害特性に応じたプライバシーを確保しつ		
		つ、落ち着いた生活環境を提供する。		
		・行動支援の実施などにより、問題行動の減少を図る。		
処遇方針		・療育・訓練の工夫により、入所期間が長期化しないよ		
		う努め、生活訓練などを行う施設(あすなろの郷内)		
		などへの移行を目指していく。		
	医療的ケアが必要な障害者支援	・必要な設備や支援スタッフの充実に努め、入所者の		
		安心・安全を最優先に、一人ひとりにあった支援を		
		提供する。		

(2) 施設の整備計画

①特に配慮する事項

■施設配置に関すること

- ・利用者の静穏な生活を維持するため、特に強度行動障害者に対応するエリアでは個室化とし、10部屋程度を目処とした居室と食堂・トイレ・浴室等から構成されるユニット構造とする。
- ・居室と共用スペースの移動においては動線の交錯を避け、不要な接触を生み出さない環境とする。
- 居室、ベッド以外の休める空間(共有スペースにコーナーなど)を設置する。

■居室等の造り、構造など

- ・居室の壁面については十分な防音構造とするほか、強度行動障害者の特性に合わせ、安全でかつ補修も容易な材質を検討する。
- ・日中活動を提供するスペースについては軽運動も可能な造りとし、可動型の仕切り壁などにより、入所者の状況に応じた間取りの変更が可能な構造を検討する。
- ・医療的ケアが必要な方の居室については、車いす使用及び介護スペースを考慮した余裕 のあるものとし、天井にリフター用ケーブルを整備する。
- ・安全・安心を最優先に、防犯対策(防犯カメラや施錠)やIT活用による見守り機能の充実を図る一方、入所者の意思とプライバシーを尊重し、入所者の活動が過度に妨げられないよう配慮する。

■新たに設ける機能

- 帰省が困難な利用者の保護者が宿泊できるゲストルームを設ける。
- ・感染症などに対応するため、医療的な観察室を設ける。
- ・屋根のあるエントランス、散策可能な屋外コースを設置する。

②主な設備

	居住	注系	日中活動・生活介護系	サービス系
	• 居室	• 娯楽室	•訓練、作業室	• 給食室
ג	• 食堂	• 医務室	・トイレ	• 洗濯室
一	浴室	・ゲストルーム	・スタッフルーム	• 売店
入所施設部門	• 洗面所	(保護者宿泊可能)	• 地域生活定着支援	
部	•トイレ(複数)	• 会議室(ホール)	センター室	
P9	• 相談室	• 医療的観察室		
	• 短期入所用居室	• 更衣室		
	• 倉庫			
部管門理	• 事務室	• 更衣室		
門理	• 会議室	• 宿直室		
支援センター	緊急ステイ用居室外来療養室	・宿泊訓練室・事務室・面会、面談室		

③イメージ







日中活動スペース



リハビリ室 1 リハビリ室2



5. あすなろの郷病院及び医療型障害児入所施設・療養介護事業所(現ばら寮)について

(1) 基本的機能(コンセプト)、入所対象者等

() The mile () The first of t				
		• あすなろの郷利用者の診療及び健康管理		
	あすなろの郷病院	• 障害者専門病院として、在宅障害者等の外来診療を行		
		う。		
基本的機能		• 重症心身障害児 • 者の治療及び日常生活の援助や療育		
(コンセプト)	医療型障害児入所	近 支援		
	施設•療養介護事業	• 重症心身障害児 • 者の短期入所等の受け入れ		
	所(現ばら寮)	・他の医療機関や医療型障害児入所施設等と連携した在宅		
		障害者対応		
入所対象者		重症心身障害児・者		
定員	医療型障害児入所	入所 40 名 短期入所及び入院 10 名		
	施設•療養介護事業	リニューアルした施設・設備のもと、安心・安全な医療の		
処遇方針	所(現ばら寮)	提供、これまで以上に快適な日常生活の援助、療育支援を		
		行う。		

(2) 施設の整備計画

①特に配慮する事項

- ■施設配置に関すること
- ・診察室、検査室、共用部分など職員の動線や機能性に配慮したレイアウトとする。
- ・医療型障害児入所施設・療養介護事業所に関しては、居室・廊下などに適切なスペースを 確保する。

■居室等の造り、構造など

- ・障害者対応病院という役割を踏まえ、天井取付の移動式リフター、食堂・浴室等で酸素吸入ができる酸素パイピング等を整備する。
- ・安全・安心を最優先に、防犯対策(防犯カメラや施錠)や IT 活用による見守り機能の充実を図る一方、入所者の意思とプライバシーを尊重し、入所者の活動が過度に妨げられないよう配慮する。

②主な設備

	診療	関係	検査関係	薬局・リハビリ
あすなろの郷病院	 外来診療 中本 中科 中経内科 中期 ・整外科 ・脳外科 ・精膚科 ・歯科 	 診療室(10室) (診療科に必要な部屋数を確保*1) 処置室(5室*2) 	 ・心電図室 ・レントゲン室 ・CT室 ・脳波室 ・超音波エコー室 ・検査室 ・持衛室 ・消毒室 	 薬局 (調剤室、薬品倉庫*3、 医薬品情報室を各個 室で設置) リハビリ室 補装具等工作室
	共用部分		スタッフ用	
	・車いす収納庫・物品庫・待合室	• 倉庫 (大容量又は数個)	会議室スタッフルーム	• 職員用更衣室
療養介護事業所(ばら寮)医療型障害児入所施設、	世ービス系 居住・医療系 共用部分		支援スタッフ関係	
	・居室 ^{*4} ・デイルーム ^{*5} ・浴室 ・食堂 ・処置室 ・消毒室	・理髪室・リネン庫・洗濯室・訪問学級室・相談室・倉庫(大容量又は数個)	スタッフルーム更衣室トイレ洗面ユニットバスシャワー休憩室仮眠室	ナースセンターカンファレンス室特殊車いす収納庫(各居室に設置)
管理部門	・地域交流室・医局(常勤・非常勤用)	会議室院長室家族ケア室	•宿泊(3室程度) •医師当直室 (浴室、洗面所設置)	• 霊安室 • 職員用更衣室 (非常勤医師用)

※1 診察室10室内訳

内科、神経内科、小児科、整形外科、脳外科、精神科、皮膚科、循環器科、歯科、循環器科・放射線科・耳鼻科共用 循環器科・放射線科・耳鼻科→標榜はしていないが読影や VE 等を行っているので共用とする。 感染症専用診察室(陰圧ルーム)→他室を経由せず直接入れると良い。

※2 処置室5室内訳

縫合処置室、採血室、整形外科処置室、救急処置室、一般処置室

- ※3 調剤室、薬品倉庫は外から入れる別入口があると良い。
- ※4 4床×6室、2床×9室(内1室は観察室としてナースセンター近く)、1床(陰圧ルーム)×8室)
- ※5 全利用者が参加しての行事ができる十分なスペース

③イメージ









薬局 リハビリ室

6. 生活訓練などを行う施設(あすなろの郷内)・あすなろの郷外における障害者支援施設の整備について

(1)基本的機能(コンセプト)、入所対象者等

基本的機能(コンセプト)	生活訓練などを 行う施設 (あすなろの郷内)	 ・グループホームなど地域における生活を想定した訓練や支援を行う。 ・加齢により身体機能や認知機能が低下した場合においても、介護的なケアを行い、看取りの機能を備えた施設とする。 ・セーフティネット棟と協力・連携を図り、行動改善が進んだ者を随時受け入れる。 ・グループホームなど地域における生活を想定した訓練や支 	
	あすなろの郷外	- 接を行う。	
	における	・加齢により身体機能や認知機能が低下した場合において	
		も、介護的なケアを行い、看取りの機能を備えた施設とし、	
		ゆったりと穏やかに生活できる「終の棲家」とする。	
入所対象者	共通	セーフティネットの要件以外の方で、自立した生活を目指す	
		意思があり、訓練が可能な方	
定員	生活訓練などを 行う施設	60名(順次、60名規模で開設予定)	
(短期入所含む)	あすなろの郷外 における 障害者支援施設	40~60名	
処遇方針	共通	 ・本人の意思を尊重しながら地域での生活にスムーズに移行できるよう支援を行う。 ・利用者に合った就労訓練のほか、日中活動の発見を支援する。 ・グループホーム等での生活の継続が難しくなった場合の再入所、再入所後の再チャレンジを可能とする。 ・利用者のスムーズな地域への移行とその後の生活を支えるため、地域との連携、調整、相談を実施する。 ・リハビリや健康管理・維持に向けた支援を行う。 ・看取り対応を備えた看護体制を整える。 ・高齢障害者の体力の低下や疾病を考慮し、医療機関との連携を密にする。 	

(2) 施設の整備計画

①特に配慮する事項

(生活訓練などを行う施設・あすなろの郷外における障害者支援施設で共通)

- ・グループホームやアパートなどでの生活を想定したユニット構造とし、利用者が落ち着いて生活できるようプライバシーの確保や介護にも配慮した個室のユニットタイプの生活環境を提供する。
- ・自立した生活を目指し、日常生活関連動作、健康管理、服薬管理、金銭管理等に関する疑 似体験及びトレーニングができる施設とする。
- ・安全・安心を最優先に、防犯対策(防犯カメラや施錠)や IT 活用による見守り機能の充実を図る一方、入所者の意思とプライバシーを尊重し、入所者の活動が過度に妨げられないよう配慮する。
- ・居室、ベッド以外の休める空間(共有スペースにコーナー)を設置する。
- 車椅子の利用や介護者の負担軽減にも配慮した、スペースに余裕のある施設とする。
- ・屋根のあるエントランス、散策も楽しめる外構、植栽を整備する。

②主な設備

(生活訓練などを行う施設・あすなろの郷外における障害者支援施設で共通)

	居住	系	日中活動・生活介護系	サービス系
	• 居室	• 倉庫	• 訓練、作業室	• 給食室
ג	• 食堂	• 娯楽室	・トイレ	• 洗濯室
於	浴室	• 医務室	・スタッフルーム	• 霊安室
施設	• 洗面所	・ゲストルーム		
人所施設部門	• 洗濯室	(保護者宿泊可能)		
	トイレ(複数)	会議室(ホール)		
	• 相談室	• 更衣室		
	• 短期入所用居室			
管	• 事務室	• 更衣室	浴室	
管理部門	• 会議室	• 休憩室	• 研修室	
菛	・トイレ	• 宿直室	• 相談支援室	

③イメージ









居室内(個人)

居室(ユニット)

日中活動スペース

リハビリ室